第十五条　送付済秘密情報の翻訳

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。受領締約国政府は、当該翻訳の複製物の数を最小限にとどめ、及びその配布を管理する。当該翻訳には、提供締約国政府の秘密指定に相当する受領締約国政府の秘密指定を表示するものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十六条　契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

ａ　契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

ｂ　送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

ｃ　契約者が送付済秘密情報を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

ｄ　受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

ｅ　秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、各契約者の施設において保持されること。

ｆ　送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、各契約者の施設において任命されること。

ｇ　契約者が、この協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって送付済秘密情報の保護のための措置を適用し、及び維持すること。

第十七条　送付済秘密情報の紛失又は漏せつ

１　提供締約国政府は、送付済秘密情報の紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通報されるものとし、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

２　１に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、書面により提供締約国政府に提供される。

第十八条　実施取決め

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第十九条　紛争及び協議

１　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

２　この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

３　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を協議によって解決するものとする。

４　３の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、２の規定に従って解決されるものとする。

第二十条　秘密保持に係る代表者による訪問

この協定に定める秘密保持に関する義務の履行については、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。したがって、両締約国政府が相互に同意する場合には、各締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として、他方の締約国政府の施設を訪問することを許可される。

第二十一条　費用

各締約国政府は、自国の国内法令に従い、かつ、自国の毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十二条　効力発生、改正、有効期間及び終了

１　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

２　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

３　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

４　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千二十四年十一月十六日にキーウで、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。この協定の規定の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　中込正志

ウクライナ政府のために
　セルヒー・アンドルシチェンコ

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山字谷ノ山四八八〇の一、四八八一、四八八八から四八九一まで、大字下小坂字新井替戸一九の四、字熊野八七の一、八八の一、九〇の一、乙九〇から乙九二まで、九一の一、九一の三から九一の五まで、字上ノ台九三、九四、九五の一、九五の二、乙九六、一〇〇の一、乙一〇〇、一〇二、多野郡上野村大字楢原字日影平一一五八から一一六二まで、二九一四の一、二九一四の三、二九一五から二九一七まで、二九一八の一、二九一八の二、二九一九の一から二九一九の三まで、二九二〇の一、二九二〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬名丸字下ケ洞一六四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）